

航空機の抹消登録申請に必要な書類

①航空機抹消登録申請書（所有者の申請）

～航空法第8条、航空機登録令第12条～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③所有者（代表権のある者）の印鑑証明書（三ヶ月以内のもの）

～各書類の真正性の証明～

④所有者の住民票（個人）（三ヶ月以内のもの）

注）航空法第4条の規定により、登録することができない航空機になった場合（所有者が日本国籍を有しない人になったとき）のみ、提出が必要です。それ以外の事由による場合は、提出不要です。

また、法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です。

⑤航空機登録証明書

航空機登録証明書は速やかに返納してください。

＜以下、海外に航空機として売却する場合＞

⑥航空機抹消登録証明打電願い

海外で航空機の登録を受ける場合で、手続きに必要な場合。

※1. 上記①～⑥は、一般的な抹消登録申請に必要な書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。

※2. 航空法の規定により、航空機の所有者は、下記の事由があった日から15日以内に抹消登録の申請をしなければならないとされています。期限内の手続きを行ってください。

【抹消登録をしなければならない事由】

(1) 登録航空機が滅失したとき、登録航空機を解体したとき（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）

(2) 登録航空機の存否が二箇月以上不明になったとき。

(3) 登録航空機の所有者が日本国籍を有しない人になったときなど、航空法第4条の規定により、登録することができない航空機となったとき。

なお、これらは任意の抹消登録申請（航空の用に供しないため等）を妨げるものではありません。

※3. 電子申請される場合、申請書はe-Govの様式に入力してください。発行者の電子署名のない書類や住民票や登録免許税の領収証書等の電子署名ができない書類は、航空機登録担当官宛にご郵送ください。電子署名の電子証明書については、e-Govにて使用可能なものである必要があります。なお、②委任状の電子署名の電子証明書は、申請時点において有効であ

る必要がありますが、③以降の書類にされた電子署名の電子証明書については、その情報に電子署名を行った時点で電子証明書が存在し、有効なものであれば差し支えありません。

注) 登録免許税について

登録免許税は、1機につき1,000円

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111(内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gbx.mlit.go.jp

※従前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、

2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30~12:00 13:30~17:00)